

## 告 示

### 埼玉県東松山県土整備事務所長告示第十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年五月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年五月三十日

埼玉県東松山県土整備事務所長 奥

広 文

<p>東松山鴻巣線</p>	<p>路 線 名</p>
<p>東松山市五領町一六番九地先 から 比企郡吉見町大字西吉見一二 五番地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>令和五年六月一日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成三十年三月九日付け 埼玉県東松山県土整備事 務所長告示第四号で告示 した道路予定区域の一部供 用開始である。延長一、六三 〇・一六メートル。</p>	<p>備 考</p>